

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年11月25日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ニシナフードバスケット西大寺店

所在地 岡山市東区広谷 474 番 9 号

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社仁科百貨店

住 所 倉敷市水島東常磐町 10 番 5 号

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

(3) 変更事項

(I) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位 置	面積
1	A棟西側（「添付図3-1」参照）	138.0 m ²
	合 計	138.0 m ²

(変更後)

No.	位 置	面積
1	A棟西側（「添付図3-2」参照）	138.0 m ²
2	A棟南側（「添付図3-2」参照）	23.4 m ²
	合 計	161.4 m ²

(Ⅱ)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前6時00分から午後10時00分まで
2	午前0時00分から午後12時00分まで
3	午前6時00分から午後10時00分まで
4	午前6時00分から午後10時00分まで

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前0時00分から午後12時00分まで
2	午前0時00分から午後12時00分まで
3	午前6時00分から午後10時00分まで
4	午前6時00分から午後10時00分まで

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前0時00分から午後12時00分まで

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前0時00分から午後12時00分まで
2	午後10時00分から午前9時00分まで

(4) 変更する年月日

令和8年7月5日

(5) 変更する理由

搬入作業の効率化や夜間騒音対策としての分散作業のため

2 届出年月日

令和7年11月4日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年11月25日から令和8年3月25日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課